

## 第99回 企業活性化研究分科会・議事録

<第九十九回 2017年7月22日(土) 時間:13:30~17:00 於:専修大学(神田校舎)>

参加者:井端、木村、鈴木、但野、宮川、山本(真)、山本(洋)、渡辺(8名)

### 1. テーマ:キャッシュ・フロー分析の問題点(後半)

・報告者:井端和男                      ・配付資料:10枚

・報告内容の要旨

本報告は、業績評価手段としてキャッシュ・フロー計算書の問題点を考察したものである。営業キャッシュ・フローの売上債権、たな卸資産、仕入債務などを運転資本要素、それ以外を利益要素と定義し営業キャッシュ・フローを区分したうえで、営業キャッシュ・フローの検討のための仮想モデルを用いて、正常期と粉飾期に関する分析を行った。

設定した仮想モデルで検証した結果、営業キャッシュ・フローが損益の実態から外れ、その事象を反映できていないことから、業績評価尺度として不適当であると指摘した。たとえば粉飾期において、当期純利益は正常期と同じ値を示すも、営業キャッシュ・フローは異なる値を示していることから、営業キャッシュ・フローが実態を示し、粉飾発見に効果的であると推察している。それゆえ、運転資本要素は業績評価の項目から除外し、リスク評価に利用できるとした。

ケーススタディとして、2015年4月30日に倒産した江守グループホールディングス株式会社(以下、江守グループホールディングス)を分析した。営業キャッシュ・フローの増減額は貸借対照表残高の増減額と一致すべきであるが、為替相場の違いにより各数値に大差が生じている。キャッシュ・フロー計算書は損益計算書と貸借対照表の加工物である。その加工は企業の特性を考慮されず行われる。情報は加工度が高いほど、不確実性が生じると指摘した。それゆえ、業績は損益計算書から評価し、営業リスクは損益計算書と貸借対照表から評価すべきであるとした。

### 2. テーマ:Jones[1991] Earnings Management During Import Relief Investigations の和訳

・報告者:山本真也                      ・配付資料:36枚

・報告内容の要旨

本報告は、Jones[1991]の論文を和訳したものである。企業は銀行との融資契約の際に財務制限条項を結ぶことがある。企業はこの条項を結び、経営状態が悪化すると、財務制限条項に抵触し債務の支払いを猶予される権利(期限の利益)を喪失することになり、資金の一括返済が求められる。このことから企業は財務制限条項の抵触を回避するための会計行動をとると考えられ、財務制限条項が与える影響を分析することが有用である。

Jonesの研究では、裁量的会計行動がとられているか否かを判断するための測定モデルを示し、被説明変数に会計発生高を用いた回帰モデルによって裁量的会計行動の推定をしている。Jonesの研究ではそのモデルを用いて、輸入制限による利益獲得を行うと推察される企業が米国国際貿易委員会の調査年において、利益を過少に報告することを明らかにしている。

分科会では裁量的会計発生高に関する研究や、推定モデルにおける測定項目の検討、裁量的会計発生高の具体的な推定方法を検討する必要があるのではないかと議論が生じ、この点について検討することを確認した。

### 3.今後の予定について

・2017年9月30日(782教室) 夏目先生と宮川先生における年次大会報告内容の検討

(文責:山本真也)